

通所介護事業・日常生活支援総合事業（予防給付型通所サービス）
運営規程

社会福祉法人 和歌山ひまわり会
デイサービスセンター広川苑

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人和歌山ひまわり会が開設する指定介護老人福祉施設広川苑（以下「施設」という）が行う通所介護サービス・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス）（以下「通所介護サービス」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター広川苑
- 二 所在地 和歌山県有田郡広川町和田字天皇谷18番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
（介護老人福祉施設広川苑、ケアハウスヘリオスの管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 通所介護従業者
生活相談員 2名以上
介護職員 4名以上
看護職員 1名以上
機能訓練指導員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する通所介護サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。

看護職員は、健康管理、健康指導を行うほか、居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日（祝日を含む）
ただし、次の4日間は休業する。

12月30日 1月1日 1月2日 1月3日

※尚、通常水曜日及び日曜日は休業日であるが12月31日は水曜日または日曜日であっても営業するものとする。

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。(延長利用可)

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

・月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日 30人

(指定通所介護の内容)

第7条 通所介護サービスの内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 身体介護に関すること
日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
- 二 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- 三 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
- 四 アクテビィティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう個別機能訓練及び口腔機能向上等、各種サービスを提供する。
- 五 送迎に関すること
障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。
- 六 相談、助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

(通所介護サービスの利用料等及び支払いの方法)

第8条 通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準のよるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている負担割合の額とする。

- 2 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護サービスに要した交通費
 - 二 通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護サービスを提供する場合の利用料
 - 三 食費 500円
 - 四 オムツ代
 - 五 特別行事費として行事に係る相当な費用。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、広川町、湯浅町、有田市、有田川町（旧吉備町・金屋町に限る）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第10条 利用者は、通所介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 二 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
 - 三 介護支援専門員とよく相談し、通所介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
 - 四 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
 - 五 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
 - 六 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
 - 七 サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び負担割合証、健康保険被保険者証の提示を行うこと。
 - 八 第14条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第11条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第12条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる場合には、利用者及び契約者、身元引受人又はその家族等に対して同意を得た上で、次に掲げることに留意し、必要最小限の範囲内で行う可能性がある。その場合においては、身体拘束を行った日時、理由及び

態様等についての記録を行う。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行い、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。そのうえでその対策を検討する「身体拘束廃止委員会」を3ヶ月に一度開催し、介護職員やその他の従事者への周知徹底を図り、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

非代替性：身体拘束以外に、利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。

一時性：利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(緊急時における対応方法)

第13条 従業者は、通所介護サービスを提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 施設は、従業者の質的向上を図る為の研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約に定める。
- 4 利用者本人又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者本人又はその家族に対してその内容等を詳細に説明して同意を得たうえ、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 5 施設は、従業者の健康状態を把握し、利用者に必要なサービスを提供する上で必要な健康状態を保つため、年2回の健康診断を行うものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉和歌山ひまわり会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成15年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成15年10月14日より施行する。
- この規程は、平成15年12月 1日より施行する。
- この規程は、平成16年 5月16日より施行する。
- この規程は、平成16年10月16日より施行する。
- この規程は、平成16年12月10日より施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成17年 7月 6日より施行する。
- この規程は、平成17年12月 1日より施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成18年12月31日より施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成21年 5月 1日より施行する。
- この規程は、平成22年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成22年 9月 1日より施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成25年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成26年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
- この規程は、平成28年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成29年 2月16日より施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成29年 9月19日より施行する。
- この規程は、平成29年11月 1日より施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成30年 6月 1日より施行する。
- この規程は、令和 元年 6月 1日より施行する。
- この規程は、令和 2年 6月 1日より施行する。
- この規程は、令和 3年 6月 1日より施行する。
- この規程は、令和 4年 6月 1日より施行する。
- この規程は、令和 5年 5月 1日より施行する。
- この規程は、令和 5年 6月 1日より施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。